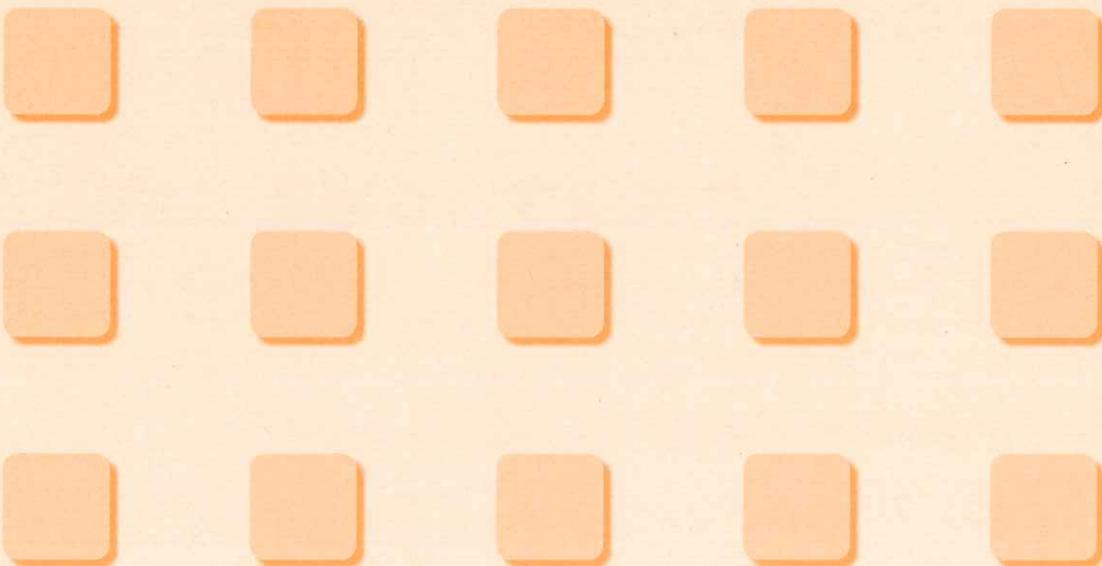


家内労働者・委託者のみなさんへ

家内労働法を守りましょう!

(家内労働法の概要)

家内労働法は、家内労働者の生活の安定を目的として、家内労働者の労働条件の向上を図る上で、もっとも基本的な事項について定めています。このパンフレットを参考にして、家内労働法で定められた事項が守られているかどうか点検し、労働条件の向上に努めましょう。



厚生労働省

都道府県労働局 労働基準監督署

1

「家内労働手帳」を家内労働者に交付して、委託のつど記入しましょう

- 委託者が家内労働者に仕事を委託する時は、あとで無用なトラブルが生じないよう、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておくことが必要です。
- 家内労働法では、家内労働者に仕事を委託するに当たって、委託者は家内労働者に**「家内労働手帳」**を交付し、必要な事項を記入すべきことを定めています。
具体的には、委託者は家内労働者に仕事を委託する時は、原材料などの物品を支給するときまでに、基本的な事項として、
 - ・家内労働者の氏名
 - ・委託者の氏名
 - ・営業所の名称・所在地
 - ・工賃の支払い方法その他の委託条件 等
 を記入した**「家内労働手帳」**を交付しなければなりません。

伝票式家内労働手帳 モデル様式

伝票式家内労働手帳 様式 第 1										
基本委託条件の通知										
平成 年 月 日										
家 内 労 動 者	氏 名				委託者	氏 名	㊞			
	性 別	生年月日				営業所	名 称			
	住 所					所在地	TEL			
補 助 者	氏 名				代理人	氏 名	㊞			
	性 別	生年月日				住 所	TEL			
基本的な委託条件等は、次のとおりですので御承諾下さい。 なお、御承諾の場合は御連絡願います。										
工賃の支払方法	支 払 場 所	イ 家内労働者宅 ハ 委託者の営業所			ロ グループリーダー宅 ニ その他 ()					
	支 払 期 日	イ 毎月 日締め、 ハ 納品の都度払い			ロ 同月 ニ 翌月 日払い ハ その他 ()					
	通貨以外のもので 支払う場合の方法									
物 品 の 受 渡 し 場 所	イ 家内労働者宅 ハ 委託者の営業所			ロ グループリーダー宅 ニ その他 ()						
不 良 品 の 取 扱 い に 関 す る 定 め (検査日に関する 定め)										
備 考										

注) 家内労働をやめた日から2年間保存して下さい。

(注)

「家内労働手帳」は、法律で定める事項が記載されれば、伝票形式など別の形式でもさしつかえありません。厚生労働省では、左記のようなモデル様式を作り、普及を図っています。

また、「**家内労働手帳**」には、以下の内容を記入しなければなりません。

原材料の受け渡しのつど

- ・委託業務の内容
 - ・工賃単価
 - ・工賃の支払期日
 - ・納品の期日 等

伝票式内労働手帳 様式 第2						
No						
注文伝票						
殿 平成年月日						
委託者						
品名	数量	単価	納期	備考		
工賃支払期日		平成年月日付け「基本委託条件の通知」による。				
注記した日から2年間保存して下さい。						
(使用上の注意)						
1. 委託を受託するつど使用するものとし、品名欄には製品名と委託する業務内容を併せて記入すること。 なお、製品に複数の規格又は仕様がある場合には、仕様書等を添付すること。						
2. 備考欄には、委託に際し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合、そのつど、その品名、数量及び渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法を記入すること。						

物品の受け渡しのつど

- ・受領年月日
 - ・工賃支払額

伝票式家内労働手帳 様 式 第 3					
N _o	受 入 伝 票				
殿	平 成 年 月 日				
委託者					
品 名	数 量	単 価	金 額	製品の受領印	備 考
合 計					
月 日締切分	累 計 金 額			備 考	

2

**工賃は、原則として現金で、
その全額を1ヶ月以内に支払いましょう**

- 工賃は、原則として、現金でその全額を支払わなければなりません。
ただし、家内労働者の同意がある場合には、以下の方法によって支払うこともできます。
 - ① 郵便為替
 - ② 銀行等の預金口座への振り込み
 - ③ 郵便振替口座への振り込み又は振り替え
 - 工賃は、家内労働者から製品を受け取ってから 1ヶ月以内に支払わなければなりません。（上記①、②、③の場合も同様です。）
毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その工賃締切日から 1ヶ月以内に支払わなければなりません。

3

「最低工賃」を守りましょう

- 業種・地域ごとに「**最低工賃**」が決められている場合があります。

これらの仕事を委託している場合には、**最低工賃額以上**の工賃を支払わなければなりません。

→ 業種別・地域別に定められている最低工賃についてのお問い合わせは、
各都道府県労働局 労働基準部 賃金課（室）へどうぞ。

4

労働基準監督署に届出ましょう

「委託状況届」

委託者は、委託する仕事の内容や家内労働者数などについて、

- ① 委託者になったとき
- ② 每年、4月1日現在の状況を、4月30日までに

委託者の営業所を管轄する労働基準監督署に届け出なければなりません。

様式第2号

事業の種類		営業所の名称						営業所の所在地					
								(電話番号)					
委託業務の内容	委託地域	家内労働者数						補助者数					
		男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	うち18歳未満	男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	うち18歳未満
	都道府県												
	都道府県												
	都道府県												
	都道府県												
	都道府県												
備考													

年月日

委託者氏名

労働局長殿

注 意
 1 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。
 2 「家内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄()の内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

「家内労働死傷病届」

委託者は、家内労働者又は補助者が、委託した業務に関して、**負傷**したり、**病気**にかかるて**4日以上**仕事を休んだ場合、又は死亡した場合には、すみやかに委託者の営業所を管轄する労働基準監督署に届け出なければなりません。

様式第3号

家内労働死傷病届						(日本工業規格 A列4)	
死傷病者 (家内労働者) 補助者	氏名		性別	年令	住所	委託業務の内容	
	姓	名					
委託者	営業所	名 称				事業の種類	
		所在地	(電話番号)				
死傷病	発生日時	傷病名又は死因	傷害の部位	症状及び程度	休業日数又は死亡の日時		
	年月日						
死傷病の原因及び発生状況							
年月日							
労働局長殿							

注 意
 1 「死傷病者」欄の()内は、該当しない事項を消すこと。
 2 「死傷病の原因及び発生状況」欄には、死傷病の原因となつた機械、器具その他の設備、原材料その他の物品の名称及び発生状況を具体的に記入すること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

5

仕事による災害を防止するために 必要な措置をとりましょう

委託者

が守るべき事項

委託者が室内労働者に、一定の機械器具又は原材料を譲り渡したり、提供したりする場合には、危害防止のため、次のような措置を講じなければなりません。

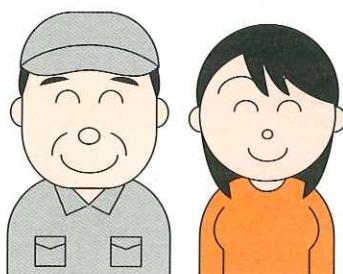


- ① プレス機械等について、安全装置を取り付けること。
- ② モーター、バフ盤等については、覆いを取り付けること。
- ③ 危害防止のための「作業心得」などの書面を交付すること。
- ④ 有機溶剤を含む接着剤などの有害物については、漏れたり発散したりするおそれのない容器を使用し、容器の見やすいところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を記載すること。

室内労働者

が守るべき事項

室内労働者も自ら積極的に災害防止に取り組むことが大切です。このため、次のようなことを必ず守るようにしましょう。



- ① 接着剤の中には、体に害のある有機溶剤を含んでいるものがあります。このような危険有害な原材料等を使用する場合には、換気をよくして、中毒にからないようにしましょう。
また、ストーブなどの火に近づけて火事になったりしないよう注意しましょう。
- ② プレス機械、織機などケガをするおそれのある機械を使用する場合には、安全装置を取り付けるなど、安全な方法で作業しましょう。
- ③ 強烈な騒音の発生する仕事では、耳せんを使用するなど、危険有害な仕事に従事する場合は、必要な保護具を使用しましょう。
- ④ 委託者から危害防止のための「作業心得」などの書面をもらったら、見やすい場所に貼って、その注意事項は必ず守るようにしましょう。

6

その他、以下のようなことに 気をつけましょう

● 帳簿の備付け

委託者は、家内労働者の氏名や工賃支払額などを記載した**帳簿**を備え付けておかなければなりません。

また、この帳簿は、最後に記入した日から**3年間保存**しなければなりません。

● 委託の打切りの予告

家内労働者は、工賃で生計を立てたり、工賃を生計の補助にあてたりしていますので、突然その仕事を打ち切られると、生活に大きな影響を受けます。

したがって、委託者は同じ家内労働者に**継続して6ヶ月以上委託**している場合で、やむを得ず委託を打ち切らざるを得ないときは、その家内労働者にただちにそのことを予告するよう努めなければなりません。

● 就業時間

家内労働者は、誰からもその就業時間を管理されることはなく、いつでも自由に就業することができますが、際限なしに長時間就労すると、健康を害したり、相互間の過当競争により工賃単価が低下する等の弊害をまねくことになります。

このようなことがないよう、委託者は、家内労働者が**長時間の就業をしなければならないような委託をしない**ように努めなければなりません。

また、家内労働者は**長時間の就業をしなければならないような委託を受けない**ように努めなければなりません。



「インチキ内職」に気をつけましょう！

- 「簡単な作業で高収入」「新しい現金収入の道」「副業にピッタリ」などといったうたい文句で内職者をつくる広告宣伝が数多くみられますが、中には条件の違いなどから思わぬ被害にあうようなケースが少なくありません。

こうしたいわゆる「インチキ内職」には、以下のような例があります。

例 1

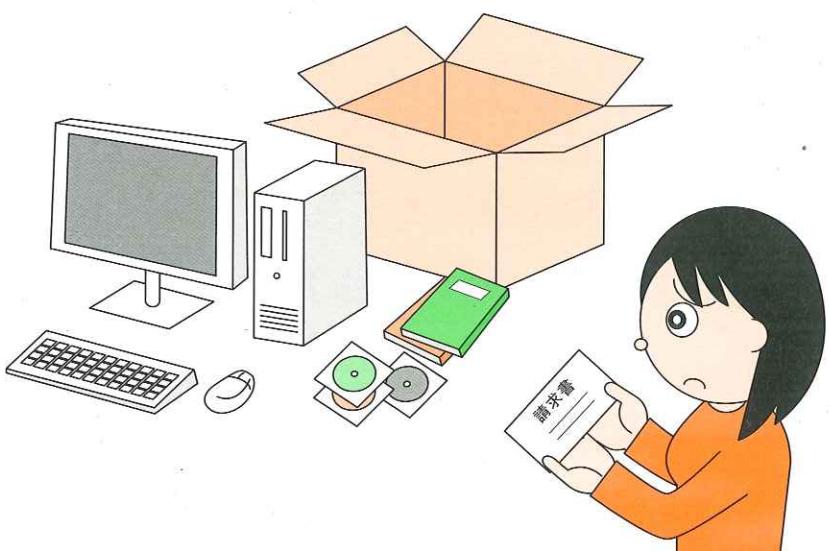
内職講習会と称して多額の受講料等を取るが、出来た製品については種々の条件をつけて買いたいたたり、買い上げを拒否する。

例 2

相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額な機械を市価の倍くらいの値段で売りつけるが、曖昧な工賃の取り決めて、実際はそのとおりの収入が得られない。

また、最近では、ワープロやパソコンなどを使って、自宅で簡単にできる内職という宣伝をしながら、実際は高額な教材を売りつけられたうえ、仕事ももらえないといった、情報通信機器を使った内職に絡むトラブルも多発していますので、気をつけましょう。

- 誰にでも出来る簡単な仕事で高収入が得られるというような「うまい話」は、ふつうありません。内職を始めるときは、**工賃等委託条件をきちんと確認**し、いわゆる「インチキ内職」の被害にあわないよう十分注意しましょう。



家内労働についてのご相談は、下記へ

労働局（労働基準部賃金課（室）） 電話

労働基準監督署 電話